

令和 7 年度 沖縄市地域公共交通計画
基礎調査業務委託
概要仕様書

令和 7 年 6 月

沖縄市地域公共交通活性化協議会

事務局 沖縄市 建設部 都市整備室 都市交通担当

1. 業務名称

令和7年度 沖縄市地域公共交通基礎調査業務委託

2. 業務目的

本業務は、平成30年2月に策定された「沖縄市地域公共交通網形成計画」の改定に向けた「沖縄市地域公共交通計画」の基礎調査業務である。

沖縄市の公共交通の多くは、南北へ路線バスが運行されており、特に中心市街地である国道330号コザ～胡屋間では多くの系統が運行されている。また、地域公共交通は、公共交通空白地域の縮小を目的に令和2年度より市内4系統を運行している。

沖縄市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、平成30年2月「沖縄市地域公共交通網形成計画」を策定し、「人・文化・環境を大切にする交通まちづくり」を基本理念として、地域公共交通のあるべき姿として、施策や事業について取り組んできた。

そのような状況の中、国においては、令和6年4月に「地域公共交通計画」の実施化に向けた検討会中間とりまとめにおいて、自治体、交通事業者はじめ地域の多様な関係者が連携・協働して地域交通の再構築（リ・デザイン）を進め、その利便性・生産性・持続可能性を高め、実のある地域公共交通計画へのアップデートが官民に期待される取組として取りまとめられた。

本市においても現行の計画をアップデートし、「沖縄市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日（金）まで

4. 対象範囲

沖縄市内

5. 業務内容

（1）現状把握・関連計画の整理

1）沖縄市の現状把握

- ・沖縄市の地勢、土地利用、市内施設の立地状況、社会情勢、経済状況、人口動態等について、既存の統計資料を活用し、公共交通を取り巻く地域の現況に関する項目を整理する。

2) 関連計画等の整理

- ・関連計画等については、沖縄県全体の広域の公共交通に係る施策や計画を踏まえ、沖縄市の総合計画や都市計画マスタープランにおける将来都市構造、その他公共交通に係る施策、都市交通戦略における公共交通に係る事業等、まちづくりや観光分野など他の分野を含め整理する。
- ・「沖縄市公共交通網形成計画」及び「沖縄市地域公共交通再編実施計画」に位置付けられた事業について評価し、未実施となった要因・新たに発生した課題などを整理する。

(2) 地域路客運送サービス等の現状整理

1) 道路・公共交通の現状整理

- ・道路に関する主要な幹線道路網や渋滞箇所、路線バスの運行ルートや運行便数の変化、沖縄市の循環バスの運行状況や利用状況、タクシーの営業所の配置、その他交通を取り巻く環境の変化について整理する。

2) 既存輸送資源の整理

- ・スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど、市内にある移動サービスについて整理する。

(3) 公共交通に関する実態・ニーズ調査

1) データ分析

- ・既存データによる移動ニーズの分析を行う。

2) 市民ニーズの把握

- ・アンケート（WEB）や地域ごとのWGを通じて、移動ニーズや実態を整理する。（WG：西部、中部、北部、東部の4地域を想定）

(4) 基本的な方針（案）の作成

- ・前項までの内容を踏まえ、交通の役割と課題を整理し、また、立地適正化計画、まちづくりや観光に関する計画と連携した目指す姿から基本的な方針（案）を作成する。

(5) 沖縄市地域公共交通活性化協議会の運営支援

1) 協議会の開催（1回程度）

有識者や関係団体を含めた協議会を開催し、計画の検討にあたり意見聴取を行う。なお、協議会の開催前に、委員への事前説明の対応も行う。（資料作成、日程調整、委員への説明）

(6) 報告書等の作成

業務の成果として、報告書、関係資料集を作成する。

(7) 打合せ協議

受注者は、適正な業務の遂行を図る為、市担当者と作業計画、作業方法等について緊密な連絡をとり、十分な打合せを行うものとし、作業途中において市担当者が中間報告（関係資料含む）を求めたときは直ちに報告を行う。

なお、打合せ回数は4回を基本とする。

6. 成果品

- | | | | |
|-----|--------|------------|-----|
| (1) | 報告書 | A4 ドッチファイル | 1 式 |
| (2) | 報告書データ | CD 等 | 1 式 |

7. 留意事項

- (1) 本業務は、関係機関等と連携を要するため、受注者は臨機応変に対応できる実施体制を整え、業務に望むものとする。
- (2) 受注者は、関係官公庁やその他の関係者への照会・聴取等の情報収集を行うときは、原則として事前に市の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様書に定める事項について、不明あるいは疑義の生じた場合は、速やかに市担当者と協議して、その指示によること。
- (4) 本業務で製作された成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を写真、複写、写しの作成などの複製行為を行ってはならないものとし、受注者の善良なる管理者としての注意義務の下に管理し、第三者に閲覧させ、もしくは開示してはならない。
- (7) 本業務実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意すると共に、第三者が著作権を有する製作物を使用する時は、事前に発注者と協議の上、関係法令に定められた手続きを行うこと。
- (8) 本業務は沖縄県土木建設部の「土木設計業務等共通仕様書」に基づき、実施する。
- (9) 本業務の実施にあたっては、沖縄市契約規則を遵守するものとする。
- (10) 上記のほか、業務上の疑義については、双方で協議のうえ、決定する。